

市議会事務局監査結果報告書

定期監査

1 監査の対象及び範囲

市議会事務局の所管に属する平成27年4月1日から平成28年2月29日までに執行された財務に関する事務

2 監査実施の期間

平成28年4月15日から同年6月30日まで

3 監査の方法

監査は、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

なお、政務活動費に関する事務については、地方自治法第199条の2の規定に基づき、松岡和行監査委員及び永井真人監査委員は除斥とした。

4 財務監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

5 監査の主な着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に行われているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。
- (5) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (6) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

6 財務監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講ぜられたい。

(1) 契約に関する事務

ア 本会議・委員会中継システム配信業務委託の契約事務に係る随意契約理由書において、契約事務取扱規程に規定されている主管課長等が契約事務を行うことができる場合の地方自治法施行令の適用条項が誤って記載されていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(総務課)

イ 委員会室コンバーター設置・配線修繕の契約事務に係る随意契約理由書において、契約種別及び随意契約とする場合の契約規則の適用条項が誤って記載されていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(総務課)